

## 企画調査員の待遇等について（概要）

待遇は、JICA の規程に基づき、決定されます。赴任国、業務格付、赴任される際に居住している国、家族の随伴の有無などの条件によって異なりますが、現在の概要は以下のとおりです。

### （１）給与

格付	海外赴任中（円）	本邦勤務中（円）
S	458,712	573,390
A	359,936	449,920
B	332,496	415,620
C	308,336	385,420
D	260,576	325,720

2026年4月1日付での金額であり改定される可能性があります。

※昇給なし。

※賞与あり（6月及び12月）

賞与基準日の在籍者を対象とし、支給額は支給対象期間の在籍月数等により変動します。詳細は関連規程等をご確認ください。

### （２）諸手当

- ・ 海外赴任中：  
在勤基本手当（赴任国・業務格付による。別表「在勤基本手当の月額（一覧表）」を参照。2025年6月1日付、随時変更の可能性あり）、住居手当、配偶者手当（該当者のみ）、子女教育手当（該当者のみ）
- ・ 本邦勤務中（海外赴任前後）：  
超過勤務手当  
※ 退職手当は支給なし

### （３）勤務時間

- ・ 海外赴任中：  
各現地事務所の定めによる
- ・ 本邦勤務中（海外赴任前後）：  
9：30～17：45（休憩12：30～13：15）所定労働時間7時間30分  
※ 時差出勤、在宅勤務制度あり

#### (4) 休日

- ・ 海外赴任中：  
各現地事務所の定めによる
- ・ 本邦勤務中（海外赴任前後）：  
土曜、日曜、国民の休日および年末年始

#### (5) 休暇

- ・ 年次有給休暇、特別有休休暇あり

#### (6) 社会保険

- ・ 健康保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入

#### (7) その他

- ・ 赴帰任に係る旅費  
同一国に長期間、居住しているなど海外に生活の拠点を有する方（以下「海外居住者」という。）の場合は、日本在住者と異なる待遇になることがあります。詳細は [海外居住者/海外在勤者について](#) をご覧ください。
- ・ 赴任国への扶養親族の随伴及び呼寄せ等
- ・ 外国旅行及び一時呼寄せ等
- ・ 正職員への登用：一定の条件を満たす方を正職員へ登用する制度があります。  
（参考：[総合職・特定職登用制度 | JICA について - JICA](#)）  
機構スタッフの互助組織である「厚生会」（月額基本給実額の 0.4%相当を会費として徴収）に一律加入

## 「海外居住者／海外在勤者」について

### I. 「海外居住者」制度の趣旨

在外期限付職員、専門嘱託または企画調査員（以下「在外期限付職員等」）の待遇は、日本に生活の拠点を置く方が海外に赴任することを前提として、日本及び海外において二重に発生する生活経費等の追加的な経費<sup>1</sup>を措置することを目的とした制度となっています。

したがって、生活の拠点が日本以外の国にある方に対して、日本を生活の拠点とする在外期限付職員等と同様の待遇を適用すると、公費の適正支出の観点から不適切とみなされるおそれがある<sup>2</sup>ため、生活の拠点が日本以外の国にある方を「海外居住者」と認定し、日本以外の国に生活の拠点をあることを前提とした待遇制度を適用しています。

### II. 「海外居住者」と認定される要件

下記の要件のいずれかに該当する場合は、日本以外の国に生活の拠があるとみなし、原則として「海外居住者」と認定されます。

#### 【海外居住者認定要件】

- 候補者が、応募時点から起算して過去15年間のうち通算して10年以上、ある一つの外国に居住しており、かつ、以下の要件のいずれかに該当するとき。
  - 当該国の国籍又は永住権を有する
  - 当該国に本人又は配偶者その他生計を一つにする親族の名義の住居があり、かつ当該住居に現に居住している
  - ある一つの外国を候補者の生活の本拠地であると認識している
- 候補者が、ある一つの外国に居住している期間が過去15年間のうち通算して10年未満である場合は、以下の要件の2つ以上に該当するとき。
  - 当該国の国籍又は永住権を有する
  - 当該国に本人又は配偶者その他生計を一つにする親族の名義の住居があり、かつ当該住居に現に居住している
  - ある一つの外国を候補者の生活の本拠地であると認識している
- その他、ある一つの外国が候補者の生活の本拠地であることが確認されるとき。

<sup>1</sup> 在勤基本手当をはじめとする派遣手当は、「在外期限付職員等が任国において勤務・生活するために必要な基本的な経費に充当するために支給される経費」であって、報酬ではありません。

<sup>2</sup> 生活の拠点が日本以外の国にある場合は、「生活の拠点をある国と赴任先の国との二重生活にかかる経費」をベースに待遇を設計する必要があります。また、生活の拠点をある国が赴任先の国となる場合は、そもそも二重生活にはならないことから、「生活の拠点をある国に引き続き居住すること」を前提として待遇を設計する必要があります。

### Ⅲ. 「海外居住者」と認定された場合の待遇

※この表に記載のない手当・旅費は、日本から出発する在外期限付職員等と同様の処遇となります。

手当・旅費の種類		居住国≠新在勤国の場合	居住国＝新在勤国の場合
在外 におけ る 手当	在勤基本手当、配偶者手当	支給	支給
	子女教育手当	子女の教育地が居住国の場合は支給しない	支給しない
	住居手当	支給	本人又は親族所有の住居に居住する場合は支給しない
国内 給付	国内給与	支給	支給
旅行 制度	健康管理旅行、高地健康管理旅行、特別健康管理旅行、準特別健康管理旅行	旅行通知のとおり支給	居住地と新在勤地が異なる場合のみ適用。旅費は新在勤地～居住地間を上限とする。 ただし、特別健康管理旅行については、在外事務所長等は、任国の治安状況を考慮し、旅行基準のとおり、取り扱う事が出来るものとする。
	休暇一時帰国旅費	「本邦」を「居住国」に読み替えて対応	居住地と新在勤地が異なる場合のみ適用。休暇一時帰国権利発生のタイミングで、7日間の特別有給休暇を付与する（連続した1回のみ利用可。休日は通算しない。）
	忌引一時帰国	「本邦」を「居住国」に読み替えて対応	居住国における休暇として対応（日本在住の親族の忌引の場合は任国外旅行扱い）
一時呼寄せ制度		「本邦」を「居住国」に読み替えて対応	適用なし
旅費	赴任旅費	居住国と新在勤国間の順路直行経路にかかる旅費を支給  機構が指示する研修の受講や公用旅券への切り替えのために本邦に帰国してから赴任する場合は、居住国と本邦（麹町）間、本邦（麹町）と在勤国間の順路直行経路に基づく旅費および本邦滞在期間中の日当・宿泊費・用務のための交通費を基準に従い支給する。	・居住地と新在勤地間の順路直行経路にかかる旅費を支給（同一地なら支給しない）  機構が指示する研修の受講や公用旅券への切り替えのために本邦に帰国してから赴任する場合は、居住国と本邦（麹町）間、本邦（麹町）と在勤国間の順路直行経路に基づく旅費および本邦滞在期間中の日当・宿泊費・用務のための交通費を基準に従い支給する。 ・支度料は支給しない ・移転料は居住地から在勤地までの距離により積算した額を上限に実費支給（支給要件あり） ・着後手当は転居せざるを得ない合理的な理由がある場合に限り、基準に定める日当定額の5日分及び宿泊料定額の5夜分に相当する額を支給（着任後直ちに借り上げ住宅、特例宿舍等に入居する場合は2日2夜分）
	帰国旅費	新在勤国と居住国間の順路直行経路にかかる旅費を支給（公用旅券返納のために本邦を経由する必要がある場合は、その費用も含む）	・居住地と新在勤地間の順路直行経路にかかる旅費を支給（公用旅券返納のために本邦を経由する必要がある場合は、その費用も含む） ・移転料は居住地から在勤地までの距離により積算した額を上限に実費支給（支給要件あり）

**IV. 海外在勤者の待遇（「海外居住者」には該当しないが、派遣が内定した時点で海外に在勤等している場合）**

「海外居住者」に該当しない方であっても、在外期限付職員等に派遣が内定した時点で、日本以外の国に1年以上滞在している場合または1年以上滞在する予定がある場合は、赴任旅費を以下の通り調整します<sup>3</sup>。

※この表に記載のない手当・旅費は、日本から出発する在外期限付職員等と同様の処遇となります。

※赴任時の出発地（内定時滞在国内又は日本）については、公用旅券発給有無等の手続き事情により、機構が決定します。

内定時滞在国内への滞在理由	内定時滞在国内≠新在勤国	内定時滞在国内＝新在勤国
内定時の滞在国内にJICA 関連用務 又は国関係用務(*)で滞在国内にいる場合	<p>【内定時滞在国内から新在勤国に直接赴任する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内定時滞在国内と新在勤国間の順路直行経路にかかる旅費（航空賃、日当、宿泊料、旅行雑費）を支給。</li> <li>・支度料調整あり</li> <li>・移転料調整あり</li> </ul>	<p>【内定時滞在国内から直接赴任する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内定時滞在国内と新在勤国間の順路直行経路にかかる旅費（航空賃、日当、宿泊料、旅行雑費）を支給（同一地の場合は支給しない）</li> <li>・支度料は支給しない</li> <li>・移転料は基準上限内で実費支給（支給要件あり）</li> <li>・着後手当は任地が異なる場合に基準に定める日当定額の2日分及び宿泊料定額の2夜分に相当する額を支給</li> </ul>
	<p>【内定時滞在国内から日本にいったん帰国後赴任する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本と新在勤国間の順路直行経路にかかる旅費（航空賃、日当、宿泊料、旅行雑費）を支給</li> <li>・前派遣終了後の本帰国に係る移転料は支給しない（JICA 関連用務に限る）</li> <li>・支度料調整あり</li> <li>・移転料調整あり</li> </ul>	<p>【内定時滞在国内から日本にいったん帰国後赴任する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本と新在勤国間の順路直行経路にかかる旅費（航空賃、日当、宿泊料、旅行雑費）を支給</li> <li>・前派遣の本帰国に係る移転料は支給しない</li> <li>・支度料は支給しない</li> <li>・次派遣移転料は基準上限内で実費支給（支給要件あり）</li> <li>・着後手当は任地が異なる場合に基準に定める日当定額の2日分及び宿泊料定額の2夜分に相当する額を支給</li> </ul>
内定時の滞在国内にJICA 関連用務又は国関係用務以外の用務で滞在国内にいる場合	<p>【内定時滞在国内から新在勤国に直接赴任する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内定時滞在国内と新在勤国間の順路直行経路にかかる旅費（航空賃、日当、宿泊料、旅行雑費）を支給</li> <li>・移転料調整なし</li> </ul>	<p>【内定時滞在国内から直接赴任する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内定時滞在国内と新在勤国間の順路直行経路にかかる旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給（同一地の場合は支給しない）</li> <li>・支度料は支給しない</li> <li>・移転料は基準上限内で実費支給（支給要件あり）</li> <li>・着後手当は任地が異なる場合に基準に定める日当定額の2日分及び宿泊料定額の2夜分に相当する額を支給</li> </ul>

<sup>3</sup> 派遣手当、国内給付、旅行制度、一時呼寄せ制度は、日本から出発する在外期限付職員等と同様の取り扱いとなります。

	<p>【内定時滞在国から日本にいったん帰国後赴任する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本と新在勤国間の順路直行経路にかかる旅費(航空賃、日当、宿泊料、旅行雑費)を支給</li> <li>・移転料調整なし</li> </ul>	<p>【内定時滞在国から日本にいったん帰国後赴任する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本と新在勤国間の順路直行経路にかかる旅費(航空賃、日当、宿泊料、旅行雑費)を支給</li> <li>・支度料は支給しない</li> <li>・移転料は基準上限内で実費支給(支給要件あり)</li> <li>・着後手当は任地が異なる場合に基準に定める日当定額の2日分及び宿泊料定額の2夜分に相当する額を支給</li> </ul>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(\*) JICA 関連用務とは、専門家、業務調整員、企画調査員、在外健康管理員、支所長等として赴任されていた方々を指します(コンサルタントは含みません)。国関係用務とは、大使館等に勤務し、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)に定める支度料及び移転料の支給を受けた方を指します。